

## 8-9 つくば市上下水道局公営企業会計システム調達支援等業務委託 仕様書

### 1 業務名

8-9 つくば市上下水道局公営企業会計システム調達支援等業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、現行業務及び現行システムに係る課題を整理した上で、課題解決策を検討し、それらを実現するために必要な次期システム調達に向けた支援を行うものである。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年（2028年）3月17日まで

### 4 履行場所

つくば市研究学園一丁目1番地1（つくば市役所本庁舎）

### 5 関係法令等

受託者は、業務実施に当たり、次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。施行令、施行規則等を含む。）
- (2) つくば市条例、規則、管理規程等
- (3) その他の関係法令等

### 6 業務概要

本業務は、現行の公営企業会計システムに付随した業務全体の抜本的な見直し及び今後導入を予定する次期公営企業会計システムの構築に向けた調達支援を行うものとする。なお、現在認識している課題及び業務内容、並びに対象範囲は別項目で示す。

### 7 本業務の対象範囲

本業務の対象は以下のとおりとする。ただし、実際に再構築する範囲は、本業務の遂行過程で決定するものとする。

#### (1) 対象業務

現行の公営企業会計システムに付随した業務

#### (2) 公営企業会計システムの概要

本業務の対象となる公営企業会計システムは、次のア～キで構成されたシス

テムをいう。

ア 予算編成システム

予算要求や査定、予算書作成等を行うシステム

イ 執行管理システム

伝票処理や日計処理、例月締め切り、財務諸表の作成処理等の収入・支出、予算執行を管理するシステム

ウ 決算処理システム

決算集計処理や決算書類・付属書類印刷処理、消費税計算処理、決算統計等の決算処理を行うシステム

エ 固定資産管理システム

固定資産管理台帳への新規登録や帳票の印刷等の固定資産管理を行うシステム

オ 貯蔵品管理システム

貯蔵品の入出庫の管理やたな卸処理等の貯蔵品管理を行うシステム

カ 工事台帳システム

工事台帳への新規登録や帳票の印刷等の工事管理を行うシステム

キ 起債管理システム

起債台帳への新規登録や帳票の印刷等の起債管理を行うシステム

(3) 関連システム

公営企業会計システムの他に、つくば市上下水道局内で使用しているシステムは以下のとおりである。

ア 契約事務システム

イ 給与計算システム

ウ 会計年度任用職員システム

エ 設計積算システム

オ 台帳管理システム（給水管・配水管）

カ 下水道台帳システム

キ 給水装置工事受付管理システム

ク 下水道受益者負担金・分担金システム

ケ ファームバンキングサービス

コ 料金システム（上下水道料金徴収業務受託事業者管理）

このほか、本業務遂行にて必要と認められる場合には、対象に追加する。

8 本市上下水道事業における課題及び要望

「別紙 課題・要望一覧（以下、「別紙」という。）」を参照

## 9 業務内容

内容は、以下のとおりとする。なお、以下に示す業務内容のほか、本業務を適切に遂行するための支援及び成果物等について必要な事項がある場合には、積極的に提案すること。

### (1) 現行業務フロー等の調査、分析及び課題整理

ア 現在の業務フローの可視化、業務量の把握、業務遂行上の課題抽出等を行うこと。

イ 別紙に示す課題の分析のほか、専門的知見をいかし様々な観点から課題の抽出を行い、把握した課題を分かりやすく整理すること。

ウ 現行業務一覧及びフロー、課題一覧等の現状分析結果報告書を作成すること。

### (2) 現行システムの調査、分析及び課題整理

ア 現行システムの状況を把握・分析し、課題を抽出すること。なお、連携が想定されるシステムは7(3)に示す「関連システム」とする。

イ 別紙に示す課題の分析のほか、専門的知見をいかし様々な観点から課題の抽出を行い、把握した課題を分かりやすく整理すること。

ウ システムの現況及び課題一覧等の現状分析結果報告書を作成すること。

### (3) 課題への対応策検討

ア 上記(1)の結果を踏まえ、業務の適切な見直しを行い、次期業務一覧及びフロー、課題対応一覧を作成すること。

イ 上記(2)の結果を踏まえ、システム化の適用方針及び課題対応一覧を示すこと。なお、以下の事項に留意し検討すること。

(ア) 政府のデジタル改革推進方針及び本市デジタル化方針に配慮すること。

(イ) 費用面及び運用面の実現可能性に十分配慮すること。

### (4) 情報提供依頼 (RFI) の実施支援及び提供情報の分析・評価

ア システム構築事業者への RFI を実施するため、要件定義書案を作成すること。また、RFI 実施要領や様式等の必要な文書を作成すること。

イ RFI 対象者からの質問対応等を支援すること。

ウ RFI 結果報告書を取りまとめること。

### (5) 基本構想案の策定

ア 構築方針、調達範囲、機能概要、全体概要図、想定スケジュール及び費用対効果等を示した基本構想案を策定する。

イ 基本構想案の内容を職員向けに端的に説明できる概要版を作成すること。

ウ 次期システム調達方法の検討を行うこと。

- (6) 次期システム構築事業者選定（RFP）等に関する各種資料作成
  - ア 実施要領や仕様書等の事業者選定に関する各種資料を作成すること。
  - イ コスト試算書や効果試算書等の予算要求見積依頼のための資料を作成すること。
- (7) プロジェクト計画・管理
  - ア 委託者と協議の上、プロジェクト管理方法及び計画（各種作業の詳細スケジュール管理も含む）等を記載したプロジェクト実施計画書を作成・提出すること。
  - イ 上記アに関しては、推進体制及び責任分担の設計、各種作業に係る課題・リスク事項管理、コミュニケーション計画等を含むものとする。
  - ウ プロジェクトの進捗状況を管理する進捗管理表を作成し、作業進捗状況を定例報告（月1回以上）すること。
  - エ 定例会等の開催を支援すること。（会議運営、ファシリテーション、アジェンダ設定、議事録作成等）
  - オ 必要に応じて、つくば市内部の協議の場に参加し、助言提案を行うこと。

## 10 成果物の提出及び期限

主な業務内容に対して以下の内容に従い提出すること。

- (1) 成果物
  - ア 現行業務フロー等の調査、分析及び課題整理  
現行業務一覧及びフロー、課題一覧等の現状分析結果報告書
  - イ 現行システムの調査、分析及び課題整理  
システムの現況及び課題一覧等の現状分析結果報告書
  - ウ 課題への対応策検討  
次期業務一覧及びフロー、次期システム適用方針、課題対応一覧
  - エ 情報提供依頼（RFI）の実施支援および提供情報の分析・評価  
要件定義書案、RFI 実施要領や各種回答様式等の RFI 実施に関する書類一式、RFI 結果報告書
  - オ 基本構想案の策定  
基本構想案、職員向け概要版
  - カ 次期システム構築事業者選定（RFP）等に関する各種資料作成  
調達方式に対応した実施要領や調達仕様書等の調達実施に関する書類一式、予算要求見積依頼のための資料
  - キ プロジェクト計画・管理  
プロジェクト実施計画書、進捗管理表、定例報告に関する資料
  - ク その他委託者が必要と認めたもの

(2) 提出期限

10(1)オに示す「基本構想案、職員向け概要版」及び10(1)カに示す「予算要求見積依頼のための資料」は、令和9年(2027年)9月30日(木)予定

上記以外は、実施計画書のとおり

(3) 提出方法

成果物は随時納品し、本業務の完了時には、最終成果物として一式納品すること。なお、提出方法については、令和8年(2026年)9月24日より、本市にてクラウドサービスである「Box」の利用開始が予定されており、環境が変化することから、委託者及び受託者の協議の上、決定するものとする。

## 11 業務実施体制

(1) 本業務の体制は、次の者を配置すること。

ア プロジェクトマネージャー

(ア) 役割

本業務の作業全体の指揮命令とプロジェクト管理を行い、プロジェクトの業務遂行責任を負うこと。

(イ) 実務実績

公営企業会計システムに関する調達支援業務の実績を有することが望ましい。

(ウ) 保有資格等

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「プロジェクトマネージャ試験」に合格した者、又は、Project Management Institute(PMI)が認定する「Project Management Professional(PMP)」の資格を有している者を配置することが望ましい。

イ 公認会計士

本業務の作業内容と成果物が、地方公営企業法及び地方公営企業会計制度に準拠したものとなっているか、専門的な知見から確認するために公認会計士を配置すること。また、会計・決算支援業務や地方公営企業監査業務、法適用化支援業務、経営戦略策定支援業務等の地方公営企業会計制度に関する実務経験を有することが望ましい。

なお、提案者に所属する者での配置が困難である場合には、外部の公認会計士に当該業務を委任することができるものとする。

ウ 業務従事者

本業務を円滑に遂行できる能力を有する従事者を配置すること。

- (2) 従事者の変更は、原則として履行が完了するまでできないものとする。  
ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたときは、当初の配置予定の従事者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして委託者の承諾を得た場合に限り、変更することができるものとする。

## 12 その他

### (1) 次期公営企業会計システム構築等業務の入札参加資格制限

業務の性質上、調達の公平性を確保する目的から、下記のいずれかに該当する者は、次期公営企業会計システム構築等業務委託（仮称）（以下「次期システム構築等業務」という。）の入札への参加及び次期システム構築等業務の再委託等を受けることはできないものとする。

ア 本業務の受託者（本業務の再委託先を含む）及び本業務に携わった者（RFI に関連した情報提供協力者を除く。）

イ 上記アの関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者）

なお、本業務の受託者は、これら制限に該当する会社の商号又は名称、住所又は所在地及び代表者職氏名並びに受託者との関係を示した一覧を実施計画書とともに提出することとし、その内容に変更があった場合には、速やかに届け出るものとする。

### (2) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止する。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ、委託者の承諾を得たとき、又は、仕様書 11(1)イに示す公認会計士への委任については、この限りではない。

### (3) 守秘義務

本業務中に知り得た事項は、委託者の承諾を得ずに公表しないこと。

### (4) 疑義

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合や、定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

## 別紙

### 課題及び要望一覧

本市上下水道事業において、現時点で認識している課題及び要望は以下のとおりである。

#### 1 業務課題

主に以下の課題があり、非効率な業務処理が発生していると考えられることから、業務最適化の必要がある。

##### (1) 非効率な予算管理

システムによる負担行為の起票を行っておらず、担当部署において表計算ソフト等で予算管理を行っており、一元化された予算管理ができていない。

##### (2) 重複処理の発生

工事情報や固定資産、予算管理、料金等で、同じ項目を複数部署で管理しているため、非効率になっている。

##### (3) 会計処理の最適化

現行は、会計担当部署にて、各部署から請求書及び添付資料を集約し、振替、支払等のすべての伝票処理を行っているため、準備資料や作業が多く非効率になっている。また、本市一般会計では、先行して電子決裁及び電子請求書の導入が進んでいるため、公営企業会計においても電子請求書へ対応する必要がある。

##### (4) 会計・決算処理の属人化

現行は、システムからデータを抽出し、表計算ソフトによる手作業が発生しており、属人的な領域がある。そのため、新任の経験・知識がない職員でも処理ができるような環境を整える。

#### 2 システム課題

##### (1) デジタル化の推進

業務課題を解決するために必要な機能を備えるシステムの調達を行う必要がある。

また、電子決裁や電子請求書の導入、ペーパーレス化、作業の自動化、クラウド活用等のデジタル化への対応をする必要がある。なお、水道情報活用システム（水道標準プラットフォーム）の活用について検討し、必要に応じて対応する。

(2) 連携・外部接続の強化

現在はシステム間連携が希薄で、紙の帳票を参照し、手入力で情報を連携させる作業が多いため、システム間の連携を強化する必要がある。

また、金融機関への振替・振込データの送付に関して、現在は財務会計システムと同一端末で処理しているが、「β´モデル」への移行により、別端末での処理になるため複雑さが増す。そのため、同一端末で処理できるよう対応する必要がある。

(3) ユーザビリティ・運用・ライフサイクルへの配慮

「β´モデル」への移行により、個人に割り当てられる端末のネットワークがLGWANからインターネットへ変更になる。システム調達では、端末が2台持ちにならないようネットワークに配慮する必要がある。

また、クラウド優先やベンダーロックイン低減といった、将来的な保守を考えたシステムへの移行を検討する必要がある。